**平成２９年（フ）第１０７号**
徳島県徳島市八万町橋本89番地の２　メゾン・ド・パル203号室
債務者　野村美佐子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１４号**
徳島県阿南市上中町中原159番地３　ロイヤルⅢ302号室、前住所徳島県阿南市宝田町川原152番地１　市営宝田団地224号室
債務者　洲崎　秋透
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２９年（フ）第６９号**
愛媛県西条市福武甲714番地、前住所愛媛県西条市樋之口208番地３　サンフラワーヒルズD103
債務者　伊藤　麗華
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２９年（フ）第１２６号**
福岡県久留米市上津町2228番地1650　サイプレスリッジＢ202号
債務者　鎌田　富子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第１６２号**
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣443番地２
債務者　川子　早苗
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１６号**
宮崎県日南市吾田東６丁目４番３－604号
債務者　土田　　隆
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部

**平成２９年（フ）第７５号**
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1111番地１
Ｈ・ＣＡＮＴＩＫⅣ　204
債務者　佐伯　豪男
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２９年（フ）第３８号**
宮城県大崎市岩出山字二ノ構38番地７、従前の住所宮城県加美郡加美町字西町20番地
債務者　佐藤つや子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２９年（フ）第８５号**
長野県松本市寿北５丁目23―17　グリーンヒルズＢ　301号、住民票上の住所長野県松本市刈谷原町461番地３
債務者　木下　秀明
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２９年（フ）第８６号**
長野県松本市刈谷原町461番地３
債務者　木下　廣見
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２９年（フ）第１３５号**
兵庫県伊丹市東野４丁目11番地31、前住所兵庫県尼崎市塚口本町４丁目５番11号　ロジュ塚口202号
債務者　奥田　悠介
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２９年（フ）第５０号**
広島県呉市西川原石町22番45号
債務者　政岡　真司
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２９年（フ）第５３号**
広島県呉市倉橋町888番地の２
債務者　Ｌｅａｆ－ｃｏｌｌｅｃｔｉｏｎこと　岡林　将幸
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２９年（フ）第１８９号**
熊本市北区楠３丁目１番５－408号
債務者　藤本惠津子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第２３１号**
熊本市東区新外３丁目９番38号
債務者　藤元　秀幸
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５８号**
大分市大字古国府1355番地の２（リバーサイド花園85―607）
債務者　安部やすみ
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係